

豊前市ホームページ有料広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊前市ホームページ（以下「ホームページ」という）の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載しない広告）

第2条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に掲げる広告は、掲載しないものとする。

（1）市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

（2）政治活動、宗教活動に係るもの

（3）個人、団体等の意見広告を内容とするもの

（4）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（5）大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの

（6）あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

（7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当するもの

（8）医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの

（9）消費者金融専門会社に関するもの

（10）商品先物取引又はこれに類するもの

（11）前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

（掲載の優先順位）

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申込みのあったものと調整できるものとする。

（広告の掲載位置）

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市長が指定する箇所とする。

（掲載申込み方法）

第5条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、有料広告掲載申込書（別記様式1）、広告原稿及び電子データを市長に提出するものとする。

（掲載決定までの手順）

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにこの要綱に基づき広告案の内容を審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書（別記様式2）又は、広告不掲載決定通知書（別記様式3）を送付するものとする。

2 広告掲載希望者が多数の場合、広告掲載可否の決定は、次条の審査会に委ねる。

（広告審査会）

第7条 前条の規定による広告内容等の審査を行うため、豊前市有料広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告主の責任）

第 8 条 広告のデザイン及び制作費については、広告主が負担し、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

（広告の枠数、掲載料、規格及び制限）

第 9 条 掲載する広告は、バナー広告及びテキスト広告とし、広告の枠数、掲載料及び規格は、次のとおりとする。

（１） 広告の枠数は、最大 20 枠とする。

（２） 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

ア 掲載料 1 枠につき 1 箇月 5,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 規格（1 枠） サイズ 縦 50 ピクセル×横 120 ピクセル

バナー広告 容量 4.0KB 以内 形式 GIF89a

テキスト広告 全角 18 文字以内（リンク先は一つ）

（広告掲載料の納入）

第 10 条 広告主は、広告掲載の決定の日から 1 週間以内に、市長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第 11 条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

（１）市の都合により広告を掲載することができなくなったとき

（２）市長が正当な事由があると認めたとき

（広告掲載の取消し）

第 12 条 市長は、次の場合は、掲載を取消することができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

（２）広告主又は広告内容が不適当と判断した場合

（広告の掲載期間）

第 13 条 広告を掲載する期間は、1 箇月単位で連続 6 箇月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

2 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、当該日数分につき広告の掲載料を時間割及び日割計算により減額することができる。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。